

黒石市次世代育成支援行動計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、黒石市附属機関の設置に関する条例(平成9年黒石市条例第1号)第3条の規定に基づき、黒石市次世代育成支援行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 関連分野を包括した黒石市次世代育成支援行動計画の策定に関する事項
- (2) その他委員会の目的達成のための必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係団体の代表者
- (2) 福祉施設の代表者
- (3) 医療・保健の代表者
- (4) 教育関係の代表者
- (5) 事業所の代表者
- (6) 関係団体の代表者
- (7) 公募による市民
- (8) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 議長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(答申)

第7条 委員長は、黒石市次世代育成支援行動計画を策定したときは、速やかに、市長に答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

黒石市次世代育成支援行動計画策定委員名簿

委員長 田中 禧六 副委員長 内山 博文

NO	区 分	所 属	氏 名
1	社会福祉関係 団体の代表 者	黒石市社会福祉協議会の代表者	石澤 由彦
2		黒石市民生委員児童委員協議会の代表者	田中 禧六
3		黒石市地域活動連絡協議会の代表者	信濃 恵子
4	福祉施設の 代表者	黒石市保育連合会の代表者	木立 睦子
5	医療・保健 の代表者	青森県歯科医師会南黒支部の代表者	野呂 剛
6		南黒医師会の代表者	三上 忠英
7		中南地方健康福祉こどもセンターの代表者	松井 春夫
8	教育関係の 代表者	黒石市校長会の代表者	松田 美知子
9		黒石幼稚園会の代表者	丹代 均
10		黒石市連合PTAの代表者	大平 一仁
11		黒石市子ども会育成連合会の代表者	内山 博文
12	事業所の代 表者	従業員300人以上の事業所	桜田 良治
13	関係団体の 代表者	黒石商工会議所の代表者	桜庭 司
14		黒石市農業協同組合の代表者	山口 岩光
15	公募による 市民		三橋 幾代
16			石澤由美子
17			工藤さち子
18	関係行政機 関の職員	黒石市総務部長	玉田 芙佐男
19		黒石市企画財政部長	工藤 和義
20		黒石市福祉部長	工藤 誠
21		黒石市民生部長	盛 恵之介
22		黒石市農林商工部長	三浦 貢
23		黒石市建設部長	佐々木 武市
24		黒石市教育委員会教育部長	工藤 忠

黒石市次世代育成支援行動計画検討委員会要綱

(目的)

第1条 少子化に対処するための仕事と子育ての両立支援に加え、男性を含めた働き方の見直し、地域における子育て支援などを総合的に推進する計画素案作成のため、黒石市次世代育成支援行動計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置するものである。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 黒石市次世代育成支援行動計画の素案作成に関する事項
- (2) その他委員会の目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる課の職員をもって充てる。

- (1) 健康福祉課
- (2) 秘書課
- (3) 建設課
- (4) 企画課
- (5) まちづくり推進課
- (6) 商工観光課
- (7) 学校教育課
- (8) 指導課
- (9) 社会教育課

3 委員の任期は、前条に規定する素案の作成が完了した時、満了するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は委員会を代表し、会議の議長となり、会務を総理する。

4 会議は、委員長が招集する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

黒石市次世代育成支援行動計画検討委員名簿

委員長 高橋 サ ツ 副委員長 小林清一郎

NO	所 属	役 職	氏 名
1	健康福祉課	課 長	高 橋 サ ツ
2		課長補佐	渡 辺 秀 樹
3		主幹兼母子児童福祉係長	石 沢 志 保 子
4		保健師	今 田 紀 子
5		栄養士	船 水 由 香 理
6	秘書課	課長補佐	小 林 清 一 郎
7	建設課	課長補佐	大 平 鉄 司
8	企画課	課長補佐	千 葉 毅
9	まちづくり推進課	主幹兼男女共同参画係長	佐 藤 方 子
10	商工観光課	課長補佐兼観光物産係長	村 上 誠 明
11	学校教育課	学務係長	須 藤 勝 美
12	指導課	課長補佐（指導主事）	今 智 人
13	社会教育課	課長補佐	駒 井 昭 雄

黒石市次世代育成支援行動計画策定経過

年 月	内 容
平成15年10月	・ 庁議に次世代育成支援行動計画について提案
平成15年11月	・ 12月議会補正予算案（ニーズ調査費分）の検討
	・ 16年度当初予算案（計画策定費分）の検討
平成15年12月	・ ニーズ調査の企画・準備
平成16年 2月	・ ニーズ調査の実施
平成16年 3月	・ ニーズ調査の結果集計完了
	・ 第4回市議会定例会に補正予算と黒石市附属機関の設置に関する条例の一部改正を提案し可決
	・ 16年度当初予算案の議決
平成16年 6月	・ 広報「くろいし」に策定委員の公募を掲載（6月1日号）
	・ 検討委員会委員の委嘱
平成16年 7月	・ 第1回計画検討委員会開催
	・ 策定委員会委員の委嘱
平成16年 8月	・ 第1回計画策定委員会開催
	・ 定量的目標値（暫定集計）を県に報告
平成16年 9月	・ 第2回計画検討委員会開催
	・ 第3回計画検討委員会開催
平成16年10月	・ 第2回計画策定委員会開催
平成16年11月	・ 子育てに関する懇談会開催
平成17年 1月	・ 第4回計画検討委員会開催
	・ 第5回計画検討委員会開催
平成17年 2月	・ 第6回計画検討委員会開催
	・ 第7回計画検討委員会開催
平成17年 3月	・ 第8回計画検討委員会開催
	・ 第3回計画策定委員会開催
	・ 行動計画素案の完成
	・ 計画書を市長に答申
	・ 市の計画書として決定
平成17年 4月	・ 計画書の印刷
	・ 計画を公開

特定 1 4 事業目標事業量

特定 1 4 事業を推進するために数値目標を以下のとおり設定するとともに、今後本市の財政状況を踏まえつつ、数値目標の達成に努めます。

	事業名	平成 1 6 年度 予定数	平成 2 1 年度 目標値
1	通常保育事業	定員 1,575人	定員 1,824人
2	延長保育事業	1時間延長 11カ所 定員 252人 2時間延長 3カ所 定員 35人 3時間延長 1カ所 定員 4人	1時間延長 11カ所 定員 291人 2時間延長 3カ所 定員 40人 3時間延長 1カ所 定員 5人
3	夜間保育事業	未実施	予定無し
4	休日保育事業	10カ所 定員 54人	10カ所 定員 62人
5	一時保育事業	8カ所 定員 32人	8カ所 定員 37人
6	放課後児童健全育成事業	10カ所 定員 558人	10カ所 定員 565人
7	病後児保育事業（派遣型）	未実施	予定無し
8	病後児保育事業（施設型）	1カ所 定員 4人	2カ所 定員 5人
9	地域子育て支援センター事業	11カ所	11カ所
10	ショートステイ	未実施	予定無し
11	トワイライトステイ	未実施	予定無し
12	特定保育事業	未実施	予定無し
13	ファミリーサポートセンター事業	未実施	予定無し
14	つどいの広場	未実施	予定無し

平成 2 1 年度の目標値は、平成 1 6 年 4 月 1 日現在の子ども的人口値と変化率を基に推計。

用語解説 (あいうえお順)

あおぞら作業所

心身障害者を作業所に通所させて作業指導及び生活訓練を行い、地域全体が一体となって心身障害者の社会復帰の促進を図ることを目的としているところ。心身障害者小規模共同作業所のこと。

育児休業制度

労働者が働き続けながら子どもを育てやすい環境をつくるため、平成4年に法制化された制度で、1歳未満の子どもを養育する親が取得できます。事業主は、要件を満たした育児休業の申請を拒むことはできません。

エンカウンター

指示された課題(エクササイズ)をグループで行い、その時の気持ちを素直に語り合うことを通して自分や他者への新たな気づきを促し、互いに認め合う人間関係づくりを体験すること。

家庭教育手帳

文部科学省では、一人ひとりの父親、母親が家庭を見つめ直し、自信をもって子育てに取り組んでいくきっかけとなるよう、乳幼児を持つ親に家庭教育手帳(乳児編)を、小中学生を持つ親に家庭教育手帳(小学校低学年～中学年編)を配布している。

学習障害

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す状態。

苦情解決システム

福祉サービス利用者が、事業者と対等な関係でサービスを利用できるよう社会福祉法で規定された利用者保護のための制度。事業者に苦情解決の責務があることを明確化し、第三者が加わった施設内での苦情解決の仕組みと、施設内で対応できない場合は、県社会福祉協議会に設置した第三者委員会が解決を図る2段階のシステムとなっています。

黒石市要保護児童対策協議会

子どもを健やかに産み育てる環境づくりのため、子どもへの虐待未然防止と早期発見・早期対応等を総合的に検討する関係機関の代表者で構成する会議。構成員は、医師、警察、主任児童委員、学校長、保健師等。 【78ページ参照】

子育てメイト

地域における子育てに関する身近な話し相手や相談を行う支援者で、黒石市では97名（平成16年度）配置され、青森県が委嘱しています。平成17年度からは、認定・登録制に変更。

子育てサークル

子育て中の親が自主的につくるグループで、地域子育て支援センターや、児童館・児童センター、公民館等を会場に、子育ての情報交換、絵本の読み聞かせ、お茶会など親子で参加できる多彩な活動を行っています。

○子育てサロン

子育て中の親が地域子育て支援センターや、児童館・児童センター、公民館等を会場に、子育てについての情報交換を行うところ。

○子ども会

地域社会の一員として必要な知識、技術、態度を養うことを目的とした子どもの自主組織。各種の行事活動、奉仕活動、伝統行事活動、自然体験活動などを異年齢集団で行っています。

こどもほっとライン

黒石市が設置している虐待に関する悩みや通告等についての電話相談窓口。（59-2525）毎年1回、ヘルプカードを小中学校生全員に配布しています。

こども虐待ホットライン

青森県が児童相談所に設置している虐待に関する悩みや通告等についての電話相談窓口。（0120-73-6552）

指定管理者制度

公の施設の管理を民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上と経費の削減等を図るための制度。今までは、公の施設の管理は地方公共団体か地方公共団体が出資する法人や公共の団体にしか委託できませんでしたが、この制度により一般の団体や法人、NPO法人が公の施設を管理できるようになりました。指定管理者になるためには、公募により申請書を提出し、審査を受け、議会の承認が必要。

児童虐待

保護者とその監督する児童（18歳に満たない者）に対する行為をいい、一般的に下記の4つに分類されます。

児童の身体に外傷を生じる又は生ずる恐れのある暴力を加える。（身体的暴力）

児童にわいせつな行為をする又は児童にわいせつな行為をさせる。（性的暴力）

心身の正常な発達を妨げるような著しい減食・長時間の放置・その他監護を著しく怠

ること。(ネグレクト)

著しい心理的外傷を与えること。(心理的暴力)

児童扶養手当

何らかの理由により、父と生計を同じくしていない又は父が心身に障害がある場合、その児童の母又は扶養者に対して手当を支給するもの。

児童養護施設・乳児院

遺棄された児童又は死亡や離婚等により、保護者がいないあるいは保護者の監護困難・病気のため保護者の監護が不適当な児童を入所させ養育する施設で、乳児院は満1歳未満の乳児を養育する施設。

ジフテリア

ジフテリア菌の飛沫感染で起こる病気です。感染は主に咽頭ですが、鼻にも感染します。症状は高熱、のどの痛み、咳、嘔吐などで偽膜を形成して窒息死することがある恐ろしい病気です。

主任児童委員

児童福祉に関する事項を専門に担当し、民生児童委員や児童相談所等と連絡を取りながら活動します。黒石市では、小学校区に1人配置しています。

情緒障害

家庭や学校・近隣での人間関係のゆがみによって感情生活に支障をきたし、社会生活が困難になる状況をいいます。

非社会的行動...登校拒否や緘黙等 反社会的行動...反抗・暴力や授業妨害等
神経症習癖...拒食・遺尿やチック等

心身障害児小規模通園事業(児童デイサービス事業)

在宅の心身障害児が通所により、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練をします。黒石市には、通称「天使の森」が1カ所あります。

スクールカウンセラー

臨床心理に関して高度な専門的知識や技術を持ち、児童生徒に対するカウンセリングや教職員・保護者に対する助言指導などを行う人。

ソーシャル・インクルージョン

たとえば、障害児と障害のない児童を一緒にしようとするよりも、最初から様々な人がいる社会が当然なのだから分けて考えないで、最初から全ての人を対象に考えるという社会あるいは社会政策。

地域子育て支援センター

育児不安の解消のために相談指導や子育てサークルの育成・支援・子育て情報の提供を
するとともに施設の開放を図っています。

特殊教育就学奨励費

盲・聾・養護学校又は特殊学級の児童生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減するため
に、その負担能力の程度に応じ就学に要する経費を支給します。

特別児童扶養手当

心身に障害のある20歳未満の在宅の児童を監護する父又は母若しくは養育者に支給さ
れます。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害
のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、
そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導
を通して必要な支援を行うこと。【LD = 聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論す
る能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態。】【ADHD = 精神年
齢に対して不適当な注意力障害、衝動性、多動性を示す行動障害。社会的不適応を示す。】

特別保育事業

乳児保育促進事業、延長保育促進事業、障害児保育事業、地域子育て支援センター事業、
一時保育促進基盤整備事業、休日保育事業等。

ドメステック・バイオレンス(DV)

夫や恋人による女性への暴力をいう。暴力の被害者は多くの場合女性であり、暴力その
他の心身に有害な影響を及ぼす言葉や行動は、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げ
となっています。

日本脳炎

日本脳炎ウイルスが蚊の媒介により感染し起こる病気で、7～10日の潜伏期間の後、
高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になることから4回に
分けて接種をします。

妊婦連絡票

妊娠中の健康管理のために健康状態や問題点が記録され、妊婦の指導に役立つもので、
医療機関から提出されます。

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、一般社会の中で普通の生活が送られるような条件を整え、共に生きる社会こそノーマル（普通）な社会であるという考え方。

破傷風

破傷風菌は人から人へ感染するのではなく、土の中に潜んでいて、傷口から菌が入り、体の中で増えると菌の出す毒素のために、口が開かなくなったり、けいれんを起こしたり、死亡することもあります。

母親クラブ

地域において児童を持つ母親等の連帯組織で、相互の親睦を図りながら「家庭でのしつけ」「安全教育」「地域における児童の健全育成」の向上に関する研修会等を実施する組織。上部団体である市全体の母親クラブ連絡協議会は、母親だけでなく父親も会員となっていることから、名称を黒石市地域活動連絡協議会に変更しました。

ハートビル法

不特定多数の者が利用する建築物について、廊下、階段等の施設を高齢者や障害者が円滑に利用できるようにするために、建築主の判断基準、知事による指導、優良な特定建築物の建築者に対する支援など、建築主に対する指導・支援を総合的に講ずることを内容とした法律。

バリアフリー

障害者等の活動の場を広げ、自由な社会生活を可能とするため、日常生活上の障害（バリア）を取り除く（フリー）という考え方。今日、道路などの歩行空間の整備、移動・交通対策、公共的建築物、個人住宅など環境面での物理的な障壁の除去が求められています。

ひとり親家庭等医療費助成事業

母子又は父子家庭等の健康保持と福祉の増進のため、県の補助を受けてひとり親家庭等の母又は父及び児童（18歳に達した年度末まで）の医療費を助成するもの。

飛沫感染

ウイルスや細菌がせきやくしゃみなどで、細かい唾液とともに空気中へ飛び出し、空中を飛んでいて人に感染する方式です。

百日せき

百日せき菌の飛沫感染で起こる病気です。百日せきは普通のかぜのような症状で始まり、続いてせきがひどくなり、顔を真っ赤にして連続性にせき込むようになります。せきの後、急に息を吸い込むので、笛を吹くような音が出ます。熱は出ません。乳幼児はせきで呼吸が出来ず、チアノーゼやけいれんが起きることがあります。肺炎や脳症などの重い合併症

を起こします。乳児では命を落とすこともあります。

風疹

「三日ばしか」とも呼ばれ、風疹ウイルスの飛沫感染によって起こる病気です。軽いかぜ症状で始まり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫瘍などが主症状です。そのほか眼球結膜の充血も見られます。年長児や大人になってからかかると一般に重症になりやすく、3日では治らなくなります。妊婦が妊娠早期にかかると先天性風疹症候群と呼ばれる児（心奇形・白内障・聴力障害など）が生まれる可能性が高くなります。

不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあること。（病気や経済的理由は除く）明確なタイプ分けは困難ですが、大きくは次のとおりです。

不安・情緒的混乱型...不登校前の状況として頭痛・腹痛・発熱・気分不良等の身体的訴えが多い。

無気力型...心身不調の訴えはほとんどなく、何となく休むタイプ。

○保育サポーター

安心して子育てができるようにするため、冠婚葬祭などで子どもを同伴できない時や子どもが急に発熱したけど仕事を休めない時など、一時的に保育サービスを有料で行う人。組織に登録しています。

保健・医療・福祉包括ケアシステム

地域の全ての住民を対象とし、生涯にわたり健康で安心した生活が送れるよう、健康づくりや生きがいづくり活動、地域の助け合い活動を取り込み、保健・医療・福祉のサービスを、必要な時に一体的に提供するために、サービス提供に関わる機関が連携を図るシステム。

○放課後児童クラブ

共働き等により、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年の子どもを対象に、児童館や公民館等を利用して、遊びを主体とする健全育成活動を行う児童福祉法で規定された事業を行うクラブ。現在市内10地区全域で行っています。

母子寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭・寡婦に対し、経済的自立の助成と生活意欲の高揚を図るため、各種資金の貸付をします。（事業開始資金、就学資金、修業資金、就職支度資金、生活資金、住宅資金等）

ポリオ（急性灰白髄炎）

「小児マヒ」と呼ばれ、ウイルスが人から人へ感染します。感染すると100人中5～

10人はかぜのような症状を呈し、発熱、頭痛、嘔吐があらわれ麻痺が出現します。呼吸困難により死亡することもあります。

麻疹（はしか）

麻疹ウイルスの飛沫感染によって起きる病気です。感染力が強く、一生のうちに一度は必ずかかる重い病気です。発熱、せき、鼻汁、目やに、発疹を主症状とします。高熱と発疹がでますが、高熱は3～4日間で解熱し、次第に発疹も消失します。主な合併症としては、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があります。

ユニバーサルデザイン

まちづくりやものづくりに関して、年齢・性別・障害の有無などにかかわらず、すべての人にとって使いやすいものにしていくという考え方です。

養育指導

身体に障害のある児童又は機能障害を招来する恐れのある児童を早期に発見し、適切な治療上の指導を行ない、その障害の治癒又は軽減を図るための指導をします。

要保護及び準要保護児童生徒援助費

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を与えます。

NPO法人（特定非営利活動法人）

特定非営利活動促進法による特定非営利活動法人のことで、保健・医療・福祉 社会教育 まちづくり 文化・芸術・スポーツ 環境保全 災害援護活動 地域安全活動 人権擁護・平和推進 国際協力 男女共同参画社会の形成 子どもの健全育成 NPOの援助の12分野に該当し、主たる目的として不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものでなければなりませんとされています。

SARS（新型肺炎）

アジアを中心に感染が拡大している新しい病気で、重症化することもあり、世界各地で警戒されています。症状は、38度以上の高熱とたんを伴わないせきや呼吸困難といった呼吸器症状で、頭痛、食欲不振、全身倦怠感、発疹、下痢などの症状が見られる場合があります。